

認定調査従事者等研修実施要綱

1. 目的

認定調査に従事する者が要介護認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得することを目的とする。

2. 実施主体

都道府県とする。

3. 対象者

認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者とする。

4. 研修内容及び研修方法

(1) 要介護認定及び要支援認定に関する基本的な考え方について

要介護認定手続きの一連の流れ、要介護認定及び要支援認定基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等について講義方式によって実施する。

(2) 認定調査の実施方法について

認定調査に関する統括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査方法、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等について講義方式によって実施する。

5. 研修実施上の留意点

(1) 講師

平成11年7月29日に開催予定の都道府県等要介護認定担当者会議に参加した都道府県職員等を原則とする。

(2) 研修課程標準時間目安

合計4時間以上とする。

(3) 修了について

本研修の全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

(4) 研修修了者の登録

都道府県知事は、研修修了者について、研修実施年月日、氏名、生年月日

等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

6．経費の補助

本事業実施要綱により実施する事業については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。